

市役所 24局 1111
水道局 24局 1611
消防本部 24局 3211
中央公民館 31局 5721
児童文化センター 24局 2548

市報 まえばし

7月15日

昭和46年(1971年)

480号 発行・前橋市役所／編集・総務部秘書課／毎月1日・15日／昭和35年7月14日第3種郵便物認可(1部4円)



時の話題

児童文化センターの

スクールバス

六月から児童文化センターに専用スクールバスが備えられ、市内小・中学校では、これを利用して天文・交通安全学習に励んでいます。

このスクールバスは定員五十一人の大型車、自動ドアで暖房つきです。写真。すでに、三月までの利用が決まり、輸送計画がたてられています。

災害を受けたときは 税金の減免手続きを

納税者が、震災・風水害・落雷および火災などによって住宅または家財に次のような被害を受けたときは①その被害にあった住宅または家財が所有している住宅または家財の二分の一以上であり②被害を受けた年のすべての所得金額の合計額が二百万円以下であるものについては、被害を受けた年の所得税の納税額が次のように軽減または免除されます。

① 合計所得金額が百万円以下であるとき……その所得税の全額が免除になります。

② 合計所得金額が百万円をこえ、五十万円以下であるとき……その所得税の二分の一にあたる額が軽減されます。

③ 合計所得金額が五十万円をこえ、二百万円以下であるとき……その所得税の四分の一にあたる額が軽減されます。

このような場合の手続きは、被害を受けた年の確定申告に被害状況、損害金額などを記載した確定申告書を期限内に提出しなければなりません。また、本年七月以後において今まで述べたような災害を受けた場合には、災害のあった日から二月以内に本年分の所得税の予定納税の減額申請を提出いたしますと、損害の程度により本年分の所得の見積額が、それぞれ前述の①、②、③の区分にしたがって税額が軽減または免除されます。このほか災害や病氣、廃業など

で税金を一時に納付することができないときは、納税の猶予の申告書を出して納付が困難な税金について一年以内の期間だけ猶予を受けることができます。

また、特別な事情があればさらに一年以内の期間猶予を受けることもできます。なお、災害などにより税金の減免方法として、損害のあった年の確定申告書に雑損控除として、住宅や家財などの(事業に關係のないもの)損害額を控除する方法もあります。

(前橋税務署)

納税は便利な 振替納税で

所得税第一期分の納税は
7月31日までに――

七月は所得税第一期分の納税の月です。一期分の納税額は、六月中旬に税務署から通知されていますから、この金額を七月三十一日までに納めていただくこととなります。納期限に遅れますと、八月一日から年一四・六%(八月一カ月は年七・三%)の延滞税がかかります。期限までに必ず完納してください。

納税の際には、電話料・NHK受信料等のように、預金口座から自動的に納税のできる振替納税を利用すると、手数料がからず便利です。

銀行、相互銀行、信用組合、農業協同組合いずれの金融機関でも取り扱っています。税務署が金融機関の窓口へお申し込みください。



あたたかい
ところ

▽庭木八千二百円相当 西片貝町四五一の中西吉さんから。

▽藤二本 三俣町二四一の高木庄右衛門さんから。

▽桜二本 東片貝町八四五一五の小沢己喜さんから。

各種相談日

▽医師会育児相談 28日群馬メディアセンター三階相談室で。午後二時～四時。

▽成人病相談 21日総社公民館。午後一時～四時。血圧測定、生活栄養指導など。

▽行政相談 21日・28日市役所市民相談室で。午後一時～五時。

法律相談はお休み(8月)▽

毎週土曜日、中央公民館で実施中の法律相談は、八月中休ませていただきます。九月は四日から始めます。先着十二人まで。

児童文化センター だより

造形教室
「楽焼きをしよう」

小・中学生三十人を対象に楽焼きの造形教室を行います。八月二十九日(日)にねん土で、茶わん・皿・灰皿などを作って楽焼きをし、九月十二日(日)に、うわぐすをつけて焼いて仕上げます(それぞれ午後一時～四時)。

講師は、荒砥中教頭登九秀男さん。希望者は、八月二十二日から二十七日までの間に、直接または電話でセンターに申し込んでください。

▽特別展 中央小・芳賀小・荒砥中の児童生徒作品展が、八月一日(日)から十五日(日)まで、三階展示室ならびに各階段パネルに展示します。

レコード・コンサート

七月二十三日(金)午後六時から、中央公民館洋間で開きます。講師は大崎福寿さん。曲目①歌劇「セビリアの理髪師」②ピアノ協奏曲イ短調グリーグ③イタリア民謡集より「帰れソレントへ他」④交響曲第六番ヘ長調作品六八「田園」ベートーベン。入場無料。

市立図書館だより

▽母と子のサマー・ライブラリー お子さんの夏休み期間中、図書館の中に特設コーナーを設け、館員が毎日「学習のための本・宿題を解くための本・読書相談」など調査の相談に応じます。

▽開設期間は七月二十一日から八月二十四日まで。

▽特設コーナーとして、お母さん・絵本・小学生学習・学年別読書の四コーナーがあります。

▽定期読書会の会員募集 市民の要望にこたえて次のコースにより「定期読書会」を開きます。人数に制限がありますから早めに申し込みください。

▽朝太郎の詩を読むコーナー 八月九日から十三日まで。講師は野口武久さん。テキスト「萩原朝太郎詩集」岩波文庫版。

▽万葉集の植物を読むコース 八月十六日から二十日まで。講師は斎藤近衛さん。テキスト「万葉集上下巻」岩波文庫版。

▽山吹日記の古写本を読むコース 八月二十三日から二十七日まで。講師は萩原進さん。テキスト「山吹日記の写本複製」奈佐勝著。

〇〇時間は毎回午後五時三十分から七時三十分まで、市立図書館中学生会で行ないます。

申し込みは、七月二十六日午前九時から図書館で受け付け、申込順で締め切ります。(定員は各コース20人)参加費はいりません。

〇〇小・中学生の開室は、夏休み中午前九時からとなります。

視聴覚教育指導者養成 講習会を開催

十六ミリ映写機の操作を中心に最近の視聴覚教材についての研修を、八月六・七・八日午前九時から午後四時まで中央公民館で行ないます。希望の方は八月一日までに市教委社会教育課へお申し込みください。テキスト代二百五十円

国保税課税限度額引き上げなど

議案19・報告6を可決承認

昭和四十六年六月第二回定例市議会は、六月八日招集され、昭和四十六年度前橋市一般会計補正予算以下、議案十九件、報告六件、計二十五件が審議され、いずれも原案どおり可決、同意ならびに承認されました。

なお、可決議案の詳細につきましては、条例の施行のつど広報紙に掲載いたしますのでご覧ください。

国保税の課税限度額 五万円から八万円に 引き上げ

六月市議会において、前橋市国民健康保険条例が改正され、国保税の課税限度額がこれまでの五万円から八万円に引き上げられました。

国保税は目的税として受益の原則が加味されていますが、一般税と違って際限なく税を負担していただく性格のものでないため、課税の限度が定められており、それが、課税限度額です。

この課税限度額は地方税法に定められていますが、ことし法律が改正されて、前記の額に引き上げられました。

課税限度額は、昭和三十一年に五万円と決められてから十五年間据え置かれていたが、この間所得の伸びや医療費の増高により国保税の負担額も年々多くなってきました。したがって今でも五万円に据え置くことは、所得の多い世帯と少ない世帯との負担の均衡がはかれなくなり、公平を欠き実情にあわなくなりましたので、法律が改正されて八万円に引き上げられ、市でも条例を改正して昭和四十六年度分の課税から適用することとしたものです。限度額引き上げの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、昭和四十六年度の国保税本算定分の納税通知書は、八月中

軽減率		昭和46年度		昭和45年度		対前年度比
		軽減額	軽減後の額	軽減額	軽減後の額	
6割軽減	均等割額	730円	480円	600円	610円	△130円
	平等割額	1,320	880	1,140	1,060	△180
4割軽減	均等割額	490	720	400	810	△90
	平等割額	880	1,320	760	1,440	△120

監査委員に 岡田豊喜さん

議会選出監査委員布施行忠之助さんの辞任に伴い、その後任として、中内町五十六岡田豊喜さんが議会の同意を得ました。

設備近代化資金貸付け

—八月三十一日まで受付延長—

国と県では、市内中小企業育成のため、毎年設備を近代化するために必要な資金を貸し付けていますが、本年は四月三十日締め切りの募集期間を八月三十一日まで延長しましたので、ご希望の方はお申し込みください。

貸付の条件

市内に工場又は事業所がある次の中小企業者。

業種区分	資本金の規模
工業	五千万円以下
商業	一千万円以下
サービス業(商業)	一千万円以下
鉱業	五千万円以下

対象となる設備

①新品で近代化、合理化効果の大きい設備として国が指定した機械又は装置。②昭和四十六年一月一日以降に発注契約し、四月一日から昭和四十七年三月三十一日の間に設備される見込みの設備。

貸付金限度額

可決された議案

■昭和46年度前橋市一般会計補正予算
■昭和46年度前橋市国民健康保険特別会計補正予算
■昭和46年度前橋市競輪特別会計補正予算
■昭和46年度前橋市下水道事業会計補正予算
■昭和46年度前橋市農業共済事業会計補正予算
■前橋市母子健康センターに関する条例の改正について
■前橋市国民健康保険条例の改正について
■前橋市児童遊園の更新期間の延長に伴うもの
■昭和45年度前橋市下水道事業会計補正予算の専決処分について
■昭和45年度前橋市緑地明許費繰越計算書(桃川小学校、桂萱東小学校体育館新築に伴うもの)
■工事請負契約の専決処分について(前橋公園遊歩道緑地改良工事)
■自動車事故による損害賠償額決定の専決処分について

市青年学級開設について

市青年学級開設について、人権擁護委員候補者の推せんについて、監査委員の選任について、はしご消防ポンプ自動車の購入について

報告承認された六件

■前橋市市税条例の改正の専決処分について(地方税法の改正に伴うもの)
■前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正の専決処分について(印鑑登録の更新期間の延長に伴うもの)
■昭和45年度前橋市下水道事業会計補正予算の専決処分について
■昭和45年度前橋市緑地明許費繰越計算書(桃川小学校、桂萱東小学校体育館新築に伴うもの)
■工事請負契約の専決処分について(前橋公園遊歩道緑地改良工事)
■自動車事故による損害賠償額決定の専決処分について

地積訂正のお知らせ

前橋都市計西部第三倉上土倉地区土地区画整理事業の仮換地設計を行なうにあたって、地積を

確定するために、土地台帳地積と実測地積との差がある土地については、左記期間内に地積訂正を受け付けていただきます。なお、不明の点については建設部区画整理課までお問い合わせください。

■申告期間 七月十六日から八月十五日まで。

■申請交付場所 市役所建設部区画整理課

■申請に必要な添付書類 ①実測図(縮尺三百分の一) 測量年月日、測量者の資格、住所、氏名の記載を要す。又同一人又はその家族の所有地、敷数が連続するときはその全部について実測図をつけず。②位置図 土地公図。③承認書 隣接土地所有者全員の印鑑証明をつけること。

■申告できる地区(国土調査の行なっていない区域)
石倉町石倉、同字宅地、同字萩林、同字遠藤、同字諏訪、同字村東、同字村西、総社町総社字小河原石橋東、同字石倉分。

NHK全国放送

夏季巡回ラジオ体操会

一中学校から
8月5日午前6:30

ラジオ体操をとおして、みなさんの体力を高め、明るい市民生活ができるようにと、この夏NHK全国放送の夏季巡回ラジオ体操会が、次により前橋市で開催されます。市民のみなさん、ふるってご参加ください。

■日時 八月五日(雨天決行) 午前五時五十分から。

■会場 市立第一中学校校庭

■主催 市教委・県教委・県ラジオ体操連盟・南町二丁目ほか。



輸血用保存血液代金の自己負担金の給付

—献血者の善意にこたえて—

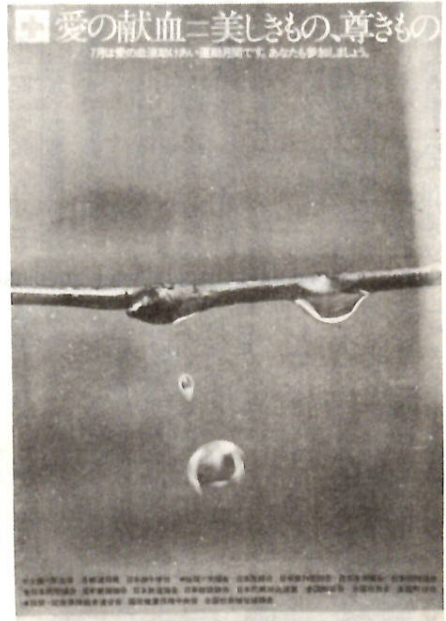
日本赤十字社では、献血者の善意に報いるため、同社の血液センターへ献血した方及びその同居する親族の方が輸血を受けたとき医療機関から支払った保存血液代金の自己負担金を次に支給することになりました。

■支給の対象となる人 日赤血液センターに献血した人及び同居している親族が輸血を受けた場合。

■支給される額 支給される額は、献血者又は献血者と同居の親族が輸血当日までに行なった過去三か年以内の献血総量を限度として保存血液代金のうち、社会保険各法などによって支払われる医療費の法定給付を差し引いた自己負担額です。ただし、献血総量のうちすでに給付の対象となつた量があるときは、その量を差し引いて計算されます。

■支給申請の手続き 申請書用紙に各事項を記入し、市役所厚生課内日赤前橋地区事務局へ提出してください。審査の結果、支給額が申請者に送金されます。

○この制度の適用期日は、本年四月一日からで、申請有効期限は輸血を受けた日から一年以内です。



街頭献血にご協力を

市では、七月二十七日(火)午前十時から午後三時まで、千代田町五丁目六十五地内高島屋空地で街頭献血を行います。市民のみなさんのご協力をお願いします。七月は「愛の血液助けあい運動月間」です。あなたも参加しましょう。

交通規制のお知らせ

前高校周辺の道路

市では、下水道築造工事の実施から、同四丁目朝倉団地線十字路にともない、県道前橋古河線の文の間Ⅱ図面参照Ⅱを交通規制する。京町一丁目ダイハツ製作所十字路 ことになりました。

期間は八月一日から、十二月十日までです。

地域居住の皆さんをはじめ、道路をご利用の方々にたいへんご迷惑をおかけすることになります。下水道の重要性和緊急性を認識いただき、交通規制にぜひご協力ください。

蚕室・畜舎・野菜栽培の小屋を建てる場合も建築確認を受けてから

蚕室、畜舎、野菜栽培用の小屋（ビニールハウスを除く）など農業用建物を建てる場合も、住宅や工場を建てる場合と同様、建築確認を受けなければなりません。この場合、敷地が二百平方メートルまで農地転用を受ける必要はありませんが、「敷地が四メートル以上の道路に二メートル以上接しなければならぬ」という建ぺい率と、「敷地面積に対する建築面積の割合が六割または七割以内」という建ぺい率などの建築基準法が適用になります。

なお、市街化調整区域内では建築確認を受ける前に、都市計画法の開発許可が必要な場合もあります。市では、都市の集団規定関係に重点を置き、違反のないよう毎日市内全域のパトロールを行ない指導と監視を強化しています。このことについての詳しいことは、市役所建築指導課（電話24局一一一内線三六・三七・三四八）へお問い合わせを。

生産設備を近代化するための機械貸し付け
市では中小企業の設備の近代化を促進するため、次のとおり機械類の現物貸付をします。申請書の受付期間は八月一日から十五日まで、市役所工業課で。

対象となる機械は五万円以上三百万円以内の生産加工修理用の機械器具および装置。貸付けを受ける企業は、市内中小企業者で同一事業を三年以上継続している者。貸付期間は五年以内で年利四・五%。連帯保証人を要します。詳しいことは工業課振興係まで。

「あすの地域社会を築く住民活動賞」応募のお知らせ
最近、新しいコミュニティ（近隣社会）を形成することの必要性が強調されています。これは日常生活の場である地域社会の過疎、階層、分化等により地域住民のみなさんが孤立化し、地域的な連帯感に支えられた近隣生活を営む基盤を失なってしまうおそれが出てきたため、住民組織をみなさん自身で強化を願ひ新しい地域社会のパターンをつくらせてもらおうとするものです。そこで、明日の地域社会を築こうと奮闘している創造的な活動集団を発見して、これを推奨するとともに、この活動に学び、また広く社会の参考に資せようと、「住民活動賞」を設けてみなさんから自選・多選を問わず募集しています。ふるって応募ください。

【応募対象】新しい地域社会を形成するうえで、大きな役割を果たしている次のような集団。
①地域社会の生活向上をはかるための今日的な問題についての活動をしていること②持続的かつ発展的な活動をしていること③地域

【応募の方法】
①四百字詰原稿用紙二十枚程度に、集団の活動を中心とした記録（写真その他参考資料添付）と執筆者の住所、氏名、職業、年齢、電話番号と集団の名称、所在地、代表者氏名、電話番号、構成人員を明記すること。②締切は八月三十一日③送り先は東京都千代田区日比谷公園一の三市政会館内財団法人新生活運動協会「あすの地域社会を築く住民活動賞」あて。④主催 新生活運動協会、全国市長会ほか⑤後援 日本新聞協会、日本放送協会

悲しい水難事故みんなーで注意しましょう
ご家庭のみなさん、ことしも水に親しむ季節になりました。水遊びや魚とりなどで川や用水堀、ため池などへ落ちる事故が多くなっています。保護者のみなさんは、とくに小さい子どもから目を放さないようにしてください。昨年は県内だけで三十一人が水の犠牲者になっています。このうちの半数以上が子どもさんです。保護者のみなさん、こどもの尊い生命を守るためご注意ください。

草刈機を市民に貸出
市内のあちこちに空地があり雑草が茂って、蚊やハエなどが発生し、又ゴミの捨て場になっているところが目につきます。伝染病の発生原因となり衛生上好ましくないため、市では動力式草刈機三台を備えて市民に無償で貸し出し利用してもらっています。

草刈機は小型で軽く、簡単に操作できます。①自治会・協力会で共同で町内の草刈りをするとき②家を建てる予定の空地③区画整理等で耕作できない④工場等の空地⑤所有者不明の土地などの草刈りなどに利用ください。申し込み先は、市役所衛生課防疫係（24局一一一内線四二〇）です。

第22回前橋地区勤労者美術展 作品募集

写真・絵画・書道・手芸

前橋商工労働事務所・市労働教育委員会の主催により次のとおり作品を募集します。
【作品受付】八月十二日・十三日午前九時から午後六時まで。県労働会館で受け付けます。
【会期】八月二十四日・二十九日
【会場】前三百貨店六階催場
【出品制限】作品は未発表に限り、但し勤務先で展示したものはいません。点数は同種目二点以内で、題材は自由です。
【規格】①写真は四切（白黒・カラーとも）台紙を一点につき百円で頒布します②絵画は額装のこと③書道は本表装とし、読み方を記入すること④手芸はそのまま展示できるように搬入のこと。
【出品料】一人につき二百円。
【審査員】写真：高野富夫、絵画：清水刀根、川隅路之助、近藤嘉男、書道：米倉大謙、下谷東雲。



県職員薬剤師採用選考々々

申込は20日まで

- 採用予定人員 若干人
- 職務内容 知事部局の諸機関に勤務し、技師として専門的な業務に従事します。
- 受験資格 昭和17年4月2日から25年4月1日までに生まれた者で、薬剤師の免許を有する者、または47年末までに免許を取得する見込みの者。
- 選考の方法、第一次（教養試験・専門試験・第二次（論文試験・口述試験・身体検査）身上調査
- 選考々々日時・場所 7月25日午前9時から、県立前橋高等学校（文京町二丁目）で。
- 受付期限 7月20日
- 申込手続 県人事委員会交付する申込書に必要事項を記入し、同事務局へ。
- …詳しいことは県人事委員会事務局へお問い合わせください。

お待たせしました

月	火	水	木	金	土
岩神町1～4丁目	南町1～4丁目	三河町1・2丁目	日吉町1～4丁目	大手町1～3丁目	朝日町1～4丁目
平和町1・2丁目	紅雲町1・2丁目	文京町1～4丁目	城東町1～5丁目	千代田町1～5丁目	天川町
昭和町1～3丁目	六供町	若宮町1～4丁目	住吉町1・2丁目	本町1～3丁目	天川原町
国領町1・2丁目	元総社町	古市町	三俣町	表町1・2丁目	上朝倉町
敷島町	大友町	小相木町	幸塚町	天川大島町	朝倉団地
下小出町	鳥羽町	江田町	上沖町	野中町	広瀬団地
上小出町	大渡町	光が丘町	下沖町	上大島町	山王団地
北代田町	石倉町	朝日が丘町	上泉町	駒形町	後閑町
下細井町	総社町総社	前箱田町二丁目	亀泉町	下大島町	上佐鳥町
上細井町	総社町植野	上新田町	西片貝町	東善町	櫛島町
荒牧町	総社町高井	下新田町	東片貝町	二之宮町	
緑が丘町	総社町桜が丘	稲荷新田町	江木町	小屋原町	
田口町	問屋町1・2丁目	大利根町1・2丁目		笕井町	
川原町	青梨子町	大利根2号団地			
竜蔵寺町	清野町				
青柳町					
南橘町					
関根町					
川端町					
日輪寺町					

キケン物収集日

8月から

週1回どりに

月1回地区は2週間に1回

月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7
下朝倉町 西善町	下佐鳥町 山王町 宮地町 中内町	公田町 横手町 亀里町 鶴光路町	新堀町 下力阿内町 房徳丸丸町	前箱田町 後家町 箱田町 川曲町	石関町 萩窪町 堀之町 堤下町
9	10	11	12	13	14
勝沢町 小端神明町 五鳥気取町	小坂子町 嶺金端町 池上梨子町 青	女屋町 上下磯町 東長磯町 小上野町	上増田町 下増田町 大屋町	富田町 泉沢町 東西大大室町	荒口町 荒今子井井 飯新土井
16	17	18	19	20	21
下朝倉町 西善町	下佐鳥町 山王町 宮地町 中内町	公田町 横手町 亀里町 鶴光路町	新堀町 下力阿内町 房徳丸丸町	前箱田町 後家町 箱田町 川曲町	石関町 萩窪町 堀之町 堤下町
23	24	25	26	27	28
勝沢町 小端神明町 五鳥気取町	小坂子町 嶺金端町 池上梨子町 青	女屋町 上下磯町 東長磯町 小上野町	上増田町 下増田町 大屋町	富田町 泉沢町 東西大大室町	荒口町 荒今子井井 飯新土井
30	31				
下朝倉町 西善町	下佐鳥町 山王町 宮地町 中内町				

八月二日(月)から、いままで二週間に一回だった次の地区の危険物収集を、週一回収集することになりました。

したがって、収集日が、A表のように変わります。この表は八月以降毎週変わりませんから、収集日をまちがえないようにしてください。

△きげん物の出し方▽

袋に詰めて、口をしっかりしぼり、収集日当日の朝八時までに、所定の場所に出してください。

△きげん物として出すもの▽

灰・ガラスかけ・あきビン・あきカン・セトモノ・鉄くず・電球類・ヘアスプレーなど爆発するおそれのあるものや、プラスチック製品類をきげん物として出してください。

また、いままで月一回の収集だった地区について、二週間に一回の収集といたします。

八月の収集日は、B表のとおりですが、九月以降については、前の月の十五日付広報紙でお知らせいたしますのでご覧ください。

伝説とその付近

(55)

岩船地藏
(公田町)

六供町から南に櫛島町を通りすぎ、公田町に入ってもなく、左側に小さな墓地があります。ここに赤い頭巾（ずきん）をかぶり、赤い腹掛けをしたお地蔵様があります。

かけてやります。またこの地蔵さんは病いにもごりやくがあつて石頭が痛いとき願かけをしておる」と赤頭巾を、腹が痛いといつて願をかけ、なおった人は、腹掛けを下の病いの場合には腰巻きをあげ

この地蔵様がのっている台を、よく見ますと、船の形をしています。こんなところから岩船地蔵といわれているのでしょうか。

下川淵村誌によりますと、
「岩船地蔵ともお舟地蔵ともよまれ、イボのお願をかけると、よるのです。いまでも熱心に願かけにくる人もいます。」

このお地蔵さんも災難にあいまして、昔、昔、たるひろいの人が、あやまって首を落してしまいました。いまセメントでついでています。

また、このお地蔵さんは龍門のくといれるそうである。また、子どもの夜泣きを封じるように願をかける、かならずやむそうである。



また、このお地蔵様とは同じだという人もいます。この地蔵様とは別に、墓地の東側に古い供養

お願をはたしたときは、地蔵様に珠数（じゅず）、赤い頭巾あるいは胸かけをあげて着せかける。



塔がありますヨこれが古いんですネ。台石をみますと康永三年（一三四四年）十月三日建立とあります。時代

百年も前のことだが、この地蔵様に屋根をかけたことがあった。ところが線香の火が元で荒



からいいますと南北朝時代、光明天皇のときです。

この辺の地名を諏訪延命寺と

うのですが、この延命寺という寺
がどこにあったのかわかりません
が、なにか関係がありそうですね
と話してくれました。

とお告げをしたという。以来、覆屋をかけないことにした」とあります。

そこで近くの高岸紳作さんに、いろいろお伺いしてみしました。

この公田町といえは近くに公田の渡しがあり、いま昭和大桥の大事工が進められています。

かつてここに覺動寺の不動堂横にあった多宝塔（市文七才指主）

「このお地藏さんは古いんですヨ、見るとわかりますが、享保四年（一七一九年）に建てられたものです。七月二十三日が祭りでして、昔はたいへんにぎわいましたヨ。願をはたしたときには、ムカゴ（山いもの実）の珠教を首に

はなした多宝塔（山いもの形）は、無事近くの乗明院に移されましたが、この多宝塔は永和四年（一三七八年）のもので北朝年号です。新しいものの中に、古さがしみじみと感じられます。

【写真は、岩船地藏】

【写真は、岩船地藏】